

平成29年3月17日

株式会社エマルシェ破産管財人

弁護士 斉藤 睦 男

弁護士 阿部 弘 樹

元テナント（元転借人）の退去時期に関する一部報道について

平成29年3月16日、一部報道機関が、「さくら野百貨店仙台店がテナントに対し平成29年4月末での明渡しを求める」という内容のニュース報道を流しました。

しかし、株式会社エマルシェが営業を行っていた建物は、自社所有ではなく複数の第三者が所有するものであり、破産会社はそれらの賃借を受けていたものであるところ、すでに当該賃貸借契約の大部分は解除されており、テナント（転借人）への退去請求文書も出されています。従いまして、各テナントの現在の占有の大部分は占有権原のないものであり、我々破産管財人が、各テナントに対し、「●月●日までは営業を継続して大丈夫です」とか「●月●日までに明け渡してください」と話すことはできません。当然ながら、破産管財人が「平成29年4月末での明渡しを求める」というように、明渡しを一時猶予し、明渡期限を設定することもできません。大部分の賃貸人は、破産管財人及び各テナントに対し、期日を定めず、速やかに建物を明け渡すよう求めています。破産管財人としても、1日でも早い建物明渡しに向けて業務を行っているところです。

上記のとおり、一部報道機関の平成29年3月16日報道は誤解を広めかねないものですので、取引先、テナント、元従業員など関係各位におかれましては、この報道を前提になさらないようご留意お願いいたします。

なお、今後とも破産管財人からの正確な情報発信につきましては、当ホームページ上で行ってまいります。